社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震診断経費）補助金交付要綱細目

平成２６年１１月１４日
２６福保少計第６５８号
福祉保健局長決定
（一部改正）　平成２９年１０月１３日
２９福保子計第７４８号
少子社会対策部長決定
（一部改正）　令和３年６月２３日
３福保子計第３２４号
少子社会対策部長決定
（一部改正）　令和４年１１月１４日
４福保子計第８０１号
少子社会対策部長決定
（一部改正）　令和８年７月１０日
８福祉子企第３８９号
子供・子育て支援部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第１　交付要綱別表２（第５条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

１　補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断を実施する延べ面積（㎡）とする。

２　補助単価

補助単価は、次に定める費用とする。

⑴ 面積１，０００㎡以内の部分は４，５８０円／㎡

⑵ 面積１，０００㎡を超えて２，０００㎡以内の部分は２，３５０円／㎡

⑶ 面積２，０００㎡を超える部分は１，５７０円／㎡

附　則

この細目は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、平成２９年１０月１３日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和４年１１月１４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この細目は、令和８年７月１０日から施行し、同年４月１日から適用する。